



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 監査公表

監査公表第14号 1
監査公表第15号 4
監査公表第16号 6
監査公表第17号 8

監査公表

和歌山県監査公表第14号

令和3年5月21日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

令和4年6月2日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 富 安 民 浩
和歌山県監査委員 玉 木 久 登

- 1 包括外部監査の特定事件
県営住宅に関する財務事務の執行について
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置

監査の結果（指摘・意見）	措置の内容
<p>第4 監査の結果及び意見（各論）</p> <p>【1】 県営住宅全般</p> <p>1. 監査の結果及び意見（全体に共通する監査の結果及び意見）</p> <p>(2) 県営住宅の修繕計画について</p> <p>【意見① P36】</p> <p>県は、上位計画にあたる「和歌山県住生活基本計画」との整合性や社会経済情勢の変化、事業の進捗状況に応じた形で「和歌山県営住宅長寿命化計画」を平成29年11月に改訂している。その中で、今後の計画修繕・改善事業の実施予定として今後10年間での団地ごとの実施計画及びLCC（ライフサイクルコスト）の縮減効果が併せて記載されている。</p> <p>県は、修繕履歴（過去の計画）を表計算ソフト（Excel）、入居者情報を住宅管理システムで管理しており、修繕計画に関しても団地（棟）別・構造別・年度別データを持っているが、それぞれ独立した形でデータが保有されており、データベースとして連携されておらず、修繕計画を体系立ててシステムの立案できる状況にはないと認められる。</p> <p>県では、建築基準法第12条に基づく定期点検やエレベーターの法定点検等の結果を考慮して修繕計画を適宜見直しているものの、県営住宅</p>	<p>エレベーターや浄化槽設備、受水槽・高架水槽設備の保守点検結果のデータベース化を行った。また、「和歌山県営住宅長寿命化計画」の改定に際し、その中に当該データベースを活用して策定した修繕計画を盛り込んだ。</p>

入居者からの意見・要望を検討して、内容によっては時機を捉えて修繕計画に反映させ、入居者が住みやすい環境を整えるといったことができる仕組みがない。そのため、修繕計画を中長期的な視野に立って体系的に立案することが難しく、併せて修繕されるべきものの時機を逸したり、実施までに時間を要したりすることになりかねない。

その中でも、維持修繕の費用が高額となるエレベーターや浄化槽設備、受水槽・高架水槽設備の維持管理、改修・改善計画の立案に活用できるようにデータベース化を進めるべきである。

(4) 効果的な空き住戸の修繕について

【意見③ P37】

県営住宅は、民間住宅市場において自力では最低居住水準の住宅を確保することができない世帯のために供給するものであり、入居者の負担能力に応じた家賃制度が採用され、県に利益が生じることを前提としておらず、逆に県が国とともに財政的負担をなすことを前提に成り立っている。入居者に左右されない固定的な性格である建設費や管理経費を考慮した場合、入居率が高ければ高いほどに県営住宅の政策目的が低コストで実現されることとなる。

監査対象年度である令和元年度から過去5年間の県営住宅の入居率は、以下のとおりである。

(以下のとおり 略)

平成30年度は、川永団地2号棟が完成し、既存入居者はそのまま、かつ、新規に46戸の入居があったことから、一時的に微増しているが、全体的に漸減傾向である。これは、入居者が高齢化し、要介護状態になるなどして施設等入所するために県営住宅を退去することや、人口減少を背景に入居希望者数が自然減となっていることが要因として考えられる。

一方で、令和元年度から過去5年間の退去戸数と修繕戸数の実績をみると以下のとおりとなり、修繕戸数は退去戸数を下回っている。

(以下のとおり 略)

この修繕戸数と退去戸数との差は再供給に回らない空き住戸となり、県営住宅の政策目的に寄与しないこととなる。これらを再び政策目的に寄与させるようにするためには、入居可能な状態に修繕した上で入居者を募集するほかない。

県営住宅には、最低住居水準の住宅を確保することができない世帯のために安価な家賃で住宅を供給するという目的があり、また、経済状況等を背景とした需要変動があることから、県営住宅への底堅い需要はなくならないと思われる。

令和元年度に新規入居募集を行った県営住宅における応募倍率を見ると以下のとおりとなり、それを裏付けるものである。(以下のとおり 略)

空き住戸の中には、募集すれば早期に借り手が決まるであろう住戸が一定数あり、修繕がされていないために募集できない状況にある住戸がそれらの中に含まれていることが窺える。

ゆえに、県営住宅の需要状況を的確に把握し、限られた予算で効果的・効率的に修繕を行うためにも、修繕対象の選定に際して、県営住宅の

直近3年間で、募集に対して100%の応募があった団地を最優先で修繕することとした。

上記以外の団地は、応募の見込みに合わせて修繕できるよう、直近3年間の年間平均応募数を修繕戸数の上限とし、応募倍率の高い団地から優先的に修繕することとした。

需要状況等の把握・分析を適確に行うことが必要である。

【7】公有財産管理事務

4. 監査の結果及び意見

(1) 固定資産台帳への登録漏れ

【指摘② P63】

令和元年度に実施された県営住宅に係る工事案件に関して、固定資産台帳への登録状況を確認したところ、以下の4件については、総務省の「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に則ると工作物に該当するものであり、固定資産台帳への登録対象となるものであるが、登録の漏れが認められた。

①糸野団地浄化槽取替工事での合併浄化槽の設置

②港団地駐車場整備工事での駐車場（主に路盤やアスファルト舗装）及び自転車置場の設置

③丹田台団地駐車場整備工事での駐車場（主にアスファルト舗装）及び囲障の設置

④丹田台団地駐車場整備電気設備工事での電灯設備の設置

固定資産台帳への登録が漏れた原因を確認したところ、県営住宅の土地、建物の異動については、県営住宅の所管課室からの「公有財産現況報告書」によって把握していたものの、工作物については「公有財産現況報告書」の対象外となっており、その異動の照会が漏れていたとのことである。

固定資産台帳は、統一的な基準による財務書類の作成に必要な情報を提供するだけでなく、公共施設の老朽化対策として施設管理計画を策定する等の目的のためにも活用されるべきものであり、県が保有する公有財産を適切に資産管理するに欠かせない重要なものであることから、資産管理を適切にならしめるための固定資産台帳のあり方として、必要な情報が漏れなく正しく登録されるように、現在の運用方法を改めるべきである。

(2) 土地台帳及び建物台帳の廃止について

【意見⑨ P64】

建築住宅課では、県営住宅に係る土地台帳及び建物台帳を紙文書で作成しており、県営住宅の土地又は建物について増減がある場合は、台帳に手書きで記録することになる。各台帳の記載項目は以下のとおりである。（以下のとおり略）

土地台帳及び建物台帳は、公有財産である県営住宅に係る財産を適切に管理する目的において欠かせないものである。一方、総務部管財課で取りまとめている「財産に関する調書」と「固定資産台帳」が整備されているが、双方とも電子データによって管理しており、土地台帳及び建物台帳の記載項目を概ね網羅している状況である。そのため、土地台帳及び建物台帳の情報を利用して、県営住宅の土地・建物を管理する実用性はもはや乏しいと考える。

令和2年12月に総務省から「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」が公表され、今後は行政事務においてもデジタル技術やデータ等を活用して効率化・高度化を推進していくことが要請されている。そのよう

令和2年度分より県営住宅の工作物の異動について照会を行い、固定資産台帳への登録を行った。今後も毎年度定期的に照会を行い、固定資産台帳への登録漏れがないよう徹底していく。

過去の工事案件については、令和元年度以降に取得したものを遡って調査し、固定資産台帳に登録した。

管財課で管理している固定資産台帳等の電子データを活用し、土地台帳及び建物台帳について、電子データによる管理を行うこととした。

な環境変化を踏まえ、土地台帳及び建物台帳の利活用を考えるならば、紙文書で管理している土地台帳及び建物台帳を廃止するとともに、既に整備されている固定資産台帳等の電子データを利用した管理体制への移行を検討すべきである。

【8】現地視察

4. 監査の結果及び意見

(1) 各団地に共通する事項

① 放置自転車、バイクについて

【意見⑩ P67】

駐輪場に、明らかに使用されていない自転車やナンバープレートが外されたバイクが散見された。これらを放置しておいては、必要な駐輪スペースを確保することができず、居住者の利便性を害するおそれがある。また、いわゆる「割れ窓理論」のように、放置物がさらなる放置物を呼んで、団地の周辺環境を悪化させるおそれもある。

県と自治会が協力して、所有者が特定されないものについては対応が求められる。

(3) 丸山団地

① 共用設備の費用負担関係について

【意見⑭ P70】

丸山団地では、新宮市営住宅と県営住宅が浄化槽を共同で使用しているが、費用負担を取り決めた協定書が締結されていない。浄化槽のほか、集会場、公園も共用設備であり、それらの修繕費について、集会場は県、公園は新宮市が負担しているものの、これらに関しても費用負担を取り決めた協定書が締結されていない。

共用設備については、今後も維持修繕費用を要することから、県と市の間で協定書を締結して、費用負担関係を明確にすべきである。

所有者に対して撤去するように指導した。今後も必要に応じて所有者に対して指導していく。

新宮市と協議を重ね、令和4年1月12日に市と県による団地共用施設維持管理に関する覚書を締結した。

和歌山県監査公表第15号

令和4年2月17日付け監査報告第17号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年6月2日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 富 安 民 浩
 和歌山県監査委員 玉 木 久 登

1 日高振興局地域振興部

監査実施年月日 令和3年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 郵便切手類使用簿について、次の不適切な事例があったので、再発することのないよう管理体制を見直す等、適正に処理されたい。 ア 切手の受払及び残高の記載が誤っていた。 イ 受払ごとの検印が行われていなかった。 ウ 複数職員による4月1日及び四半期ごとの現物確認が行われていなかった。</p>	<p>注意事項 (1) ア、イについては、担当職員が受払及び残高を確認した後、担当課長が同様の確認をした上で検印するよう、担当課長及び担当職員に周知徹底した。 ウについては、4月1日及び四半期ごとの検印は、必ず、複数職員による現物確認を行った上で行うよう、担当課長及び担当グループリーダーに周知徹底した。</p>

(2) 消耗品の納品において、納品書に受付印及び担当者の印が押印されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(2) 職場研修の中で、納品書への押印が漏れることのないよう、部内職員に周知徹底した。

2 日高振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和3年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 検査手数料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 廃棄物不法投棄監視パトロール業務委託契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 検査手数料については、納付状況を複数人で確認するとともに、納期限までに納付がない場合には、納期限後20日以内に督促状を発するよう、担当課職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 契約保証金免除申請については、契約実績の契約日及び完了日が、対象期間内となっているかどうかを複数人で確認した上で、適正に処理するよう、担当課職員に周知徹底した。</p>

3 日高振興局農林水産振興部

監査実施年月日 令和3年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>不用物品の処分において、産業廃棄物として適切に処理されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>職場研修において、不用物品の処分については、法令に基づき適正に行うよう、部内職員に周知徹底した。</p>

4 日高振興局建設部

監査実施年月日 令和3年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 廃川敷地については、令和2年度末で1件が未処理となっている。 今後も、引き続き廃川敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。</p> <p>(2) 現金の取扱いにおいて、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 収納員が出納員に引き継ぐべき現金を引き継いでいなかった。 イ 現金出納簿の払込日と実際の払込日が相違していた。 ウ 出納員が、現金払込書と確認・照合せずに現金出納簿に押印していた。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 王子川の廃川敷地については、利用意向のない土地の管理を強化するため、今年度において9筆に立入禁止措置を行った。 また、利用意向のある土地については、希望者と売払いの交渉を継続していく。</p> <p>(2) アについては、収納員に対して、人事異動や休暇等で払込日に不在となる場合は、出納員に現金の引継ぎを行うよう、周知徹底した。 イ、ウについては、出納員に対して、現金出納簿の払込日と実際の払込日に相違がないか、現金払込書と確認・照合の上、現金出納簿に押印するよう、周知徹底した。</p>

5 和歌山県立南部高等学校

監査実施年月日 令和3年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>現金出納簿において、出納員押印欄に押印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>今後このようなことのないよう、和歌山県財務規則の運用について（依命通達）（昭和63年4月1日付け第1号）に基づき適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。</p>

6 和歌山県御坊警察署

監査実施年月日 令和3年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項 公用車の事故防止のため、これまで以上に各種指導、教養及び運転訓練等を実施するとともに、適正な車両管理に努めている。</p>

和歌山県監査公表第16号

令和4年2月17日付け監査報告第18号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年6月2日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 富 安 民 浩
 和歌山県監査委員 玉 木 久 登

1 西牟婁振興局地域振興部

監査実施年月日 令和4年1月14日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 西牟婁振興局住宅昇降機装置保守点検業務委託の支出負担行為について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 支出負担行為作成時には、出納機関への合議の可否等について、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）等を十分確認するよう、所属職員に周知徹底した。</p>

2 西牟婁振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和4年1月14日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項 特定医療費支給認定申請及び受胎調節実地指導員指定申請書に係る関係書類を紛失していたので、今後このようなことのないよう、公文書の厳正な管理・保管に努められたい。</p> <p>注意事項 (1) 生活保護費返還金に係る債権について、未収債権一覧表を作成していなかったため、適正に処理されたい。 (2) 損害賠償金の支払及び廃車を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>指摘事項 公文書の重要性、適正管理及び保管について、職員に周知徹底するため研修を実施した。 現在、個人情報を含む公文書は、厳格に保管・管理し、公文書管理責任者及び公文書管理補助者が定期的にその保管状況を確認するなど、公文書の保管状況については組織的に確認している。 さらに、公文書の所在が明確になるよう、保管庫やデスク周りの整理を徹底した。 今後、重ねてこのようなことのないよう、十分な注意を払い、公文書の厳正な管理に努めている。</p> <p>注意事項 (1) 注意を受け、和歌山県債権管理ガイドラインにより規定されている未収債権一覧表を作成し、債権の適正な管理に努めている。 (2) 交通事故対策として、従来から職場の交通安全研修、「安全運転7則」の公用車内や職場内への掲示、朝礼の際の確認及び交通安全週間時に注意喚起することで啓発を行うとともに、車両の適正な管理に努めている。 公用車の事故が減らないことから、運転者へは公用車使用前の上司への出発前報告と車両点検を、上司へは運転者への注意喚起の声かけを行うことを義務付け、振興局全体で公用車の安全運転の意識付けを行った。 また、田辺警察署交通課長による交通安全研修会を振興局全職員が受講した。</p>

3 西牟婁振興局農林水産振興部

監査実施年月日 令和4年1月14日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 消耗品の納品において、当日不在の職員が納品検査を行っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 海岸保全区域占用料について、納期限から20日経過後も督促状を発していなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 消耗品の納品の際には、検査を行った職員が納品書にサインするなど、記載誤りが発生しないよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 納入通知書の送付は、余裕を持った日程で行い、担当課の課長、担当者で日程管理を厳格に行うことにより、同様の誤りが発生しないよう、関係職員に周知徹底した。</p>

4 西牟婁振興局建設部

監査実施年月日 令和4年1月14日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) カラー複合機賃借の単価契約において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 支出予定総額が80万円を超えるものについて、簡易公開調達を行っていた。</p> <p>イ 和歌山県役務調達等公開システムへの結果表示について、税込金額を入力すべきところ、税抜金額で入力していた。</p> <p>(3) 廃川廃道敷地については、令和2年度末で3件が未処理となっている。今後も、引き続き廃川廃道敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。</p> <p>(4) 収納した現金の取扱いにおいて、収納員から別の収納員に歳入金が引き継がれている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 自動車使用状況の確認について、使用台帳に確実に押印の上、承認を行うよう、車両管理者に周知徹底した。</p> <p>(2) 事務処理の際には、和歌山県役務の提供等の契約に係る簡易公開調達実施要領を十分確認し、適正な事務処理を行うよう、関係課及び職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 廃道敷地については、公図混乱地域であり、田辺市が行う地籍調査終了後に遅滞なく適切な処分を行っていく。</p> <p>日置川の廃川敷地については、白浜町と処理方法の協議を行った。今後、地元関係者に対し説明協議を行っていく。</p> <p>西の又川沿いの廃川敷地については、田辺市と協議を行ったところであり、地籍調査終了後、権利関係を明確にし、適切な処分を行っていく。</p> <p>(4) 収納した現金については、受領した収納員が速やかに金融機関に払込みを行うよう、関係課及び職員に周知徹底した。</p>

5 和歌山県紀南児童相談所

監査実施年月日 令和4年1月14日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>夜間帰着の条件を満たしていない旅行命令については、命令変更し過誤支給した旅費は返還している。</p> <p>今後は、職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）等に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

6 和歌山県立田辺中学校・和歌山県立田辺高等学校

監査実施年月日 令和4年1月14日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>令和2年度中に照合を終え、相違が確認された備品については、事務処理を完了した。今後は、適正な備品管理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

7 和歌山県立田辺工業高等学校

監査実施年月日 令和4年1月14日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 寄宿舍ブロック塀修繕契約について、契約保証金免除申請書に契約実績として認められない契約書が添付されていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 契約保証金免除申請の条件について、和歌山県財務規則に基づき、免除申請書に記載された契約実績の内容確認を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

8 和歌山県立熊野高等学校

監査実施年月日 令和4年1月14日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 重要物品について、処分調書を作成せずに物品を処分していたので、適正に処理されたい。 (2) 設備に係る点検において、不適合箇所が改善されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 該当案件の処分調書を作成し、適正に処理した。改めて重要物品の処分について確認し、今後、適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。 (2) 設備点検に係る不適合箇所の改善については、引き続き教育委員会と協議中であり、今後、改善を進めていく。</p>

9 和歌山県立はまゆう支援学校

監査実施年月日 令和4年1月14日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 備品の現在高と現物との照合を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、備品管理及び事務処理を適正に行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

10 和歌山県田辺警察署

監査実施年月日 令和4年1月14日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 使用料及び賃借料の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 出納機関への合議について、和歌山県財務規則等に基づき合議区分を確認し、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

和歌山県監査公表第17号

令和4年2月17日付け監査報告第19号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年6月2日

和歌山県監査委員 森 田 康 友

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 富 安 民 浩

和歌山県監査委員 玉 木 久 登

1 東牟婁振興局地域振興部

監査実施年月日 令和4年1月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 鴻田職員住宅昇降機保守点検業務委託契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 契約保証金の免除の取扱いについて、改めて関係職員に周知した。今後は、免除に係る契約実績の内容の確認について徹底することにより、適正な事務処理に努める。</p>

2 東牟婁振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和4年1月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 常時の資金前渡において、前渡資金受払計算書が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 旅費の支出において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 早朝出発、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発、夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給していた。</p> <p>イ 私事旅行の事前承認を受けており、私事旅行を伴う旅行命令とすべきところ、旅費システムへの入力を誤ったため、日当が過支給となっていた。</p> <p>(3) 備品管理について、不用品処分調書が作成されていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 前月分の受払状況について確認を行った上で、複数職員によるチェックを行うことにより、再発防止に努めている。</p> <p>(2) 改めて所属全職員に旅費支給における条件等を周知徹底し、再発防止に努めるとともに、過支給分についてはいずれも既に返還処理を行った。</p> <p>(3) 不用品処分調書については、速やかに作成した上で総務事務集中課に送付し、あわせて物品管理システムにおいても適正な事務処理を完了した。</p>

3 東牟婁振興局農林水産振興部

監査実施年月日 令和4年1月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>車両管理者等が確認後に押印すべきところ、押印が漏れていた。公用車使用後は必ず、自動車等使用台帳にて車両管理者の確認を求めよう、所属職員に周知徹底した。</p>

4 東牟婁振興局串本建設部

監査実施年月日 令和4年1月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 小型船舶けい留施設使用料について、納期限から20日経過後も督促状を発していなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 行政財産使用許可において、使用料の算定額を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 収入調定を行う職員を対象に和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）のうち、当該業務に係る箇所を周知するとともに、毎月3回（10日、20日、30日）、担当及び副担当職員が財務会計システムの調定一覧により収入状況を確認するよう事務の体制を改め、適正な債権管理に努めている。</p> <p>(2) 和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の確認をはじめ、正副担当者によるチェックを徹底することとし、事務処理の改善を図った。</p> <p>(3) 事故を起こした職員には、交通センターで実施する安全運転技術向上のための研修を受講させるとともに、安全運転を励行するよう、厳重に注意を行った。</p> <p>また、全職員に対し、毎日の朝礼時における交通安全スローガンの読み上げ、現場等への出発前の声かけによる注意喚起及び職場研修等の継続実施により安全運転の周知徹底を図るとともに車両の適正な管理に努めている。</p>

5 東牟婁振興局新宮建設部

監査実施年月日 令和4年1月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 現金出納簿に記載されている払込者名が、払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 河川区域内の土地の占用及び工作物設置の許可において、決裁権者の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 今後は、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) チェック後の押印漏れであり、今後は、決裁漏れのないようチェック体制を改め、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

6 和歌山県立なぎ看護学校

監査実施年月日 令和4年1月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 入学考査手数料の収納について、受験者受付簿を作成していなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 委託料の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 入学考査手数料の収納に係る受験者受付簿を備え付けるとともに、適正な取扱いについて関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 支出負担行為の際の出納機関への合議区分の確認については、和歌山県財務規則を確認の上、適正に行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

7 和歌山県立串本古座高等学校

監査実施年月日 令和4年1月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>現物確認できない備品については経緯等を確認の上、事務処理を令和2年度中に完了した。今後は、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

8 和歌山県立新宮高等学校

監査実施年月日 令和4年1月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>県立新宮高等学校1号棟・3号棟雨漏り修繕の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>業者が提出した修繕実績の完了日が、過去2か年以内であったため、その契約日が2か年を超えていたにもかかわらず実績として認めてしまったことによるものである。今後このようなことのないよう、和歌山県財務規則を確認の上、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

9 和歌山県立みくまの支援学校

監査実施年月日 令和4年1月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>需用費修繕料の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>支出負担行為の際の出納機関への合議については、和歌山県財務規則に基づき適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>